

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	負担割合証の再交付の申請	
根拠法令・条項	介護保険法施行規則第28条の2 堺市介護保険法施行規則第6条	
所 管 課	各区役所	地域福祉 課
審 査 基 準	<p>要介護（要支援）被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、「堺市介護保険被保険者証等再交付申請書」に必要事項を記載し、当該破り、又は汚した負担割合証を添えて、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>堺市長は、上記の規定による申請を行った者に対し、負担割合証を再交付する。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	7日
	標準処理期間を設定できない理由	